

機構施設向けのガイドライン（令和5年3月13日現在）

項目	満たすべき具体的条件
入場条件	<ul style="list-style-type: none"> ・サーモグラフィー等で検温の上、入場頂く。 ・感染の恐れのある人については、入館をお断りする。
受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・電子チケットや整理券の活用を含め、待ち列や受付での対人距離（人と人が触れ合わない程度の間隔）を確保する。 ・受付など対面場所では、必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。 ・キャッシュレス決済等の活用により、できる限り手と手の接触を避け、やむを得ない場合（発券、整理券配布、現金取り扱い時）は手袋を着用する。 ・入口での手指の消毒液の設置と入館者への消毒を要請する。
展示室内	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室内は、人と人が触れ合わない程度の間隔の確保に努める。 ・展示室内でのトークイベントやワークショップは十分な対人距離（できるだけ2m（最低1mの間隔））を確保の上、実施する。 ・触れることが目的の展示物（ハンズオンやタッチパネル等）は適切な回数（可能な限り、都度）の消毒をし、利用者への手指消毒の奨励を行う。 ・不特定多数が触れるような手すり、EV等のボタン等（※2）は定期的に、音声ガイドや車椅子等の貸与品は使用の都度、消毒する。 ・休憩用のソファ等の使用については、十分な間隔を確保する。 ・特定展示物への集中を回避する措置を講じるとともに、大声での歓声・声援等は禁止し、集団行動や会話を控える注意喚起を表示する。 ・館内での掲示や放送（概ね、午前・午後各2回）を通じて、注意事項の遵守や消毒の励行等を促す。 ・展示室内に手指の消毒設備を設置する。 ・CO2測定装置等を活用し、空調設備による常時換気又は窓開け換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を行う。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。 ・トイレの蓋をして汚物を流すよう表示する（※蓋が整備されているトイレが対象）。 ・ハンドドライヤーを使用する場合は、適切な消毒や清掃を行う。
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて通常の清掃を行う。 ・不特定多数が触れる環境表面（※1）を、開館前、開館中、終業時に清拭消毒する。 ・複数の人の手が触れる場所（※2）を適宜消毒する。
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインに従った取組を行う旨を施設のWEBサイト等で公表する。

機構施設向けのガイドライン（令和5年3月13日現在）

項目	満たすべき具体的条件
委託業者、 レストラン ・喫茶 ・ショップ	・発熱、咳、倦怠感、味覚や嗅覚の喪失など、感染が疑われる際は自宅待機とし、直ちに館総務課に連絡する。
	・従事者は毎朝の検温と受付等来館者対応時は、業務中はマスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
	・レジでは必要に応じてアクリル板・透明ビニールカーテンなどによる遮蔽をし、入口での手指の消毒液の設置を行う。
	・対面場所では、必要に応じて、手袋やフェイスシールドを着用する。
	・物販でサンプル品・見本品を取り扱う場合は、必要に応じて消毒を行う。
	・共有する物品（テーブル等）は使用の都度、消毒する。
	・手や口が触れるようなものもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないように注意喚起を行う。
	・店内や休憩スペースは常時換気に努める。
	・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
	・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
	・衣服は常に清潔であるよう努める。

（※1）不特定多数の触れる箇所

場所・部位
展示ケース
手すり
EV・自販機等ボタン
蛇口
テーブル（客用）

（※2）複数の人の手が触れる場所

場所・部位
手すり・ドアノブ
EVボタン
電気スイッチ
電話
キーボード
レジ
カードリーダー
テーブル（職員用）
背もたれ（職員用）